

特別養護老人ホームあさくら苑 利用料金表

【サービス利用料金 1日あたり】＜入居契約書（7）および第7条参照＞

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に掛かる負担額の合計をお支払ください。
サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。

＜月額利用料金の目安：対象となる介護度・負担限度額の A)と B)を合わせた料金となります＞

令和7年4月1日現在

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位:介護報酬単位)

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ユニット型介護老人福祉施設サービス費	670	740	815	886	955
② 日常生活継続支援加算Ⅱ	46	46	46	46	46
③ 看護体制加算Ⅰロ	4	4	4	4	4
④ 看護体制加算Ⅱロ	8	8	8	8	8
⑤ 夜勤職員配置加算Ⅳロ	21	21	21	21	21
⑥ 個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
⑦ 栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
日額単位小計 ①～⑦の合計	772	842	917	988	1,057
⑧ 月額単位小計 (30日で計算した場合)	23,160	25,260	27,510	29,640	31,710
⑨ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ ⑧×14.0%	3,242	3,536	3,851	4,150	4,439
⑩ 介護保険給付対象合計 ⑧～⑨の合計	26,402	28,796	31,361	33,790	36,149
⑪ 地域区分換算額(円) ⑩×10.14	¥267,716	¥291,991	¥318,000	¥342,630	¥366,550
A) 介護費用自己負担月額 (1割)	¥26,772	¥29,200	¥31,800	¥34,263	¥36,655
A) 介護費用自己負担月額 (2割)	¥53,544	¥58,399	¥63,600	¥68,526	¥73,310
A) 介護費用自己負担月額 (3割)	¥80,315	¥87,598	¥95,400	¥102,789	¥109,965

②日常生活継続支援加算Ⅱ：重度者に係る要件を満たし、介護福祉士が入居者数の1/6以上を満たす場合算定。※重度者に係る要件…要介護4・5の新入居者割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の新入居者割合が65%以上、喀痰の吸引・胃ろう等の経管栄養が必要な入居者割合が15%以上、のいずれか満たす場合。

③看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を配置している場合に算定。

④看護体制加算Ⅱ：看護職員を入居者数の1/25以上かつ1名以上多く配置し、24時間連絡体制を確保している場合算定。

⑤夜勤職員配置加算Ⅳ：夜間帯に職員を1名以上多く配置し、たん吸引等が実施可能な職員を配置する場合。

⑥個別機能訓練加算Ⅰ：専従の理学療法士等の機能訓練員を配置し機能訓練員、看護職員、介護職員が連携して個別に機能訓練計画を作成、実施する場合に算定。

- ⑦栄養マネジメント強化加算:管理栄養士を入居者数の 1/50 以上配置し、低栄養リスクの高い方には多職種協働により栄養ケア計画を作成し週 3 回以上食事の観察・調整を行い、厚労省への情報提出・フィードバックの活用、適切な栄養管理を行う場合。
- ⑨介護職員等処遇改善加算Ⅰ:介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計⑧)に 14.0%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑩福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14 円で計算、小数点以下切り捨て)

<その他の介護給付費対象サービス費>

サービスの種類		料金	備考
初期加算(30日限度)		30単位/日	新入居から30日間は初期加算が算定されます
外泊時費用(月6日限度)		246単位/日	入居者様が病院へ入院、または居宅へ外泊した場合、月に6日を限度に算定されます。
療養食加算(1日3食限度・対象者のみ)		6単位/食	入居者様の病状に応じ、医師の指示に基づき食事を提供する場合
個別機能訓練加算Ⅱ		20単位/月	Ⅰの要件を満たした上で、厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定。
個別機能訓練加算Ⅲ(R6.4～新設)		20単位/月	Ⅱ及び口腔衛生管理加算Ⅱかつ栄養マネジメント強化加算を算定する場合。
ADL維持等加算 (BI値によりⅠ・Ⅱいずれか算定)	Ⅰ	30単位/月	適切にBarthel Indexにて評価できる者が6月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省に提出。調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合に算定。
	Ⅱ	60単位/月	Ⅰの要件を満たし、評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上である場合に算定。
褥瘡マネジメント加算 (状態によりⅠ・Ⅱいずれか算定)	Ⅰ	3単位/月	入居者毎に褥瘡発生リスクを評価し、褥瘡ケア計画を3月に1回評価見直しを実施。 褥瘡管理にあたり、厚生労働省に情報を提出、活用している場合に算定。
	Ⅱ	13単位/月	(Ⅰ) 評価の結果褥瘡が認められる場合。 (Ⅱ) 褥瘡が治癒又は発生が無い場合。
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	医師により回復の見込がないと診断された方で、当施設の提供する看取り介護を希望される方を対象。常勤看護師を配置し、24時間連絡体制の確保、看取り指針を定め、看取り介護実施に際しては医師等から説明を受け同意がなされている場合に算定。(看取りカンファレンスを行い、看取り介護計画を作成します)
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日以前2日または3日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	
認知症チームケア推進加算 (R6.4～新設)	Ⅰ	150単位/月	(Ⅰ) Ⅱに加え、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置する場合。 (Ⅱ) 日常生活自立度Ⅲ以上の方が1/2以上で、対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価・測定を計画的に行い、認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成・見直し等を行い、チームケアを実施している場合。
	Ⅱ	120単位/月	

生産性向上推進体制加算 (R6.4～新設)	I	100単位/月	(I) IIに加え、複数のテクノロジーを導入し、関連する取組によりIIのデータの成果が認められている場合。
	II	10単位/月	(II) 見守り機器等のテクノロジーを導入し、利用者の安全・サービスの質の確保・職員負担軽減を図る委員会を開催、業務改善を行い、効果のデータ提供を行う場合。
協力医療機関連携加算 (R6.4～新設)	I	100単位/月	(I) 急変時に相談・診療及び入院受入を行う体制を確保している協力医療機関と連携し、情報共有のため定期的な会議を開催している場合。(R7.4～50単位)
	II	5単位/月	(II) 情報共有の会議開催のみの場合
退所時情報提供加算(1回限り) (R6.4～新設)		250単位/回	医療機関への退居者について、当該医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等、生活支援上の留意点等の情報を提供した場合。
科学的介護推進体制加算		40単位/月	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定。
安全対策体制加算		20単位/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。(入居時1回)
再入所時栄養連携加算		200単位/回	医療機関に入院し入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関と連携し栄養ケア計画の原案を作成し再入居した場合に算定。(1回限度)
口腔衛生管理加算 (実施者のみ)	I	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対し年2回以上、具体的な技術的助言と指導を行う場合に算定。
	II	110単位/月	Iの要件を満たし厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定
排せつ支援加算	I	10単位/月	医師又は医師と連携した看護師が施設入所時及び3月に1回評価を行い、結果を厚生労働省へ報告する。評価の結果を受けて適切な対応を行い、多職種連携して排泄介護を要する原因を分析、支援計画を作成し3月に1回見直しを行う場合に算定。
	II	15単位/月	Iの実施に加え、①排便又は排尿状態の悪化が無くいずれか一方の改善がある、②おむつ使用有から無に改善した、③尿道カテーテル留置者が抜去された、 ①～③のいずれかの改善がある場合。
	III	20単位/月	Iに加え、IIの①又は③を満たし、かつ②を満たす場合に算定。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

(単位:円)

項目 / 利用者負担段階	第4段階(基準)	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費 日額	¥1,650	¥1,360	¥650	¥390	¥300
月額(30日計算) イ)	¥49,500	¥40,800	¥19,500	¥11,700	¥9,000
居住費 日額	¥2,066	¥1,370	¥1,370	¥880	¥880
月額(30日計算) ロ)	¥61,980	¥41,100	¥41,100	¥26,400	¥26,400
B) 介護給付対象外費用月額 イ)+ロ)	¥111,480	¥81,900	¥60,600	¥38,100	¥35,400

☆食費の内訳： 朝食400円、**昼食650円**、夕食600円

☆食費・居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階)

<参考> 第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②：市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。

第2段階：市町村民税非課税世帯で、年収80万円以下の方

第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

☆入居者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

☆入居者の入院(外泊を含む)時の居住費について

①6日間(外泊時加算の対象期間)までの居住費は、段階に合わせて該当する上記の負担限度額のご負担をお願いします。

②7日目以降については、段階を問わず居住費の基準額¥2,066(1日あたり)が必要となります。

③入院(外泊)期間中、短期入所生活介護(ショートステイ)に他の利用者が使用することがありますが、その場合は当該居室の居住費は請求しないものとします。

☆立替金手数料について(ご利用者のみ) 月額負担金 1,000円

薬代、医療費、消耗品等の買い物代行等による各種立替に関する管理費用が必要となります。